

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があつたので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

令和4年6月30日

佐賀県知事 山口 祥義

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：兵庫北43街区SC

所在地：佐賀県佐賀市兵庫町43街区

（2）変更した事項

- ・大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

2 届出年月日

令和4年6月21日

3 関係書類の縦覧

（1）縦覧場所

佐賀県産業労働部産業政策課

（2）縦覧期間

令和4年6月30日から

令和4年10月30日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県産業労働部産業政策課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。